

第7期第7回 全体会記録

		記録(書記)	吉田
部 会 名	全体会	回 数	7
日 時	令和4年5月18日(水)	13時32分	～ 15時18分
会 場	オンライン(中野区役所内会議室より ZOOM 配信)		
参 加 者	出席：中村、秋元、市野、上西、宮澤、二宮、遠藤、鈴木(久)、米内山、高橋、小高、山下、村上、近藤、鈴木(裕)、関口、安西、松田、大坂、長橋 欠席：大村、石田、小川 事務局：河村、大場、国分、大島、金井、齊藤、篠原、河野、細木、西川、吉岡、鈴木、金子		
配 付 資 料	(参考1) 第7期自立支援協議会名簿(2022年4月現在) (参考2) 第7期自立支援協議会事務局名簿(2022年4月現在) (資料1) 第8期中野区地域ケア会議委員推薦関係資料 (資料2) 相談支援機関会議資料 (資料3) 相談支援部会資料 (資料4) 地域生活支援部会資料 (資料5) 就労支援部会資料 (資料6) 障害者差別解消部会資料 (資料7) 第8期自立支援協議会の運営に関するアンケート結果について		
内 容			
<p>【事務連絡】</p> <p>○委員の退任、就任について(参考1)</p> <p>退任：新宿公共職業安定所 石川委員 東京都立中野特別支援学校 長沼委員 リトルポケット 志村委員</p> <p>就任：新宿公共職業安定所 二宮委員 東京都立中野特別支援学校 長橋委員</p> <p>○中野区組織改正により障害福祉サービス担当課長のポストが新設され、自立支援協議会事務局に加わることとなった。事務局の担当も変更があるので、配布資料(参考2)をご確認いただきたい。</p> <p>【中村会長あいさつ】</p> <p>皆さんこんにちは。中野区障害者自立支援協議会全大会に出席いただきましてありがとうございます。本日の全体会で第7期、また、2021年度の全体会の最後の会となるのでよろしくお願いします。</p> <p>昨年12月にまとめられた、障害者総合支援法の3年ごとの見直し案について社会保障審議会の障害者部会で検討されていると思うが、今国会には提出されずに秋の臨時国会で提出されると聞いている。大きな動きがあるので注視していきたいと考えている。</p> <p>【議題】</p> <p>(1) 中野区第8期地域ケア会議委員の推薦について(資料1)</p> <p>(河村課長)</p> <p>中野区では令和4年3月に『地域包括ケア総合アクションプラン』を作成してる。こちらのプランでは、支援が必要なすべての人を対象とした地域包括ケア体制の実現に取り組んでいる。これを踏まえ、会議体に障害者団体からも委員を推薦してほしいとい</p>			

う依頼があった。任期については、令和4年4月1日から令和6年3月31日までとなっている。

こちらの回答期限が令和4年4月15日とされており、この間、自立支援協議会の開催がなかったため、中村会長にご相談をさせていただき、中野区障害者自立支援協議会からは中村会長を委員として推薦させていただいたので、その旨ご報告させていただく。

なお、今期の自立支援協議会は令和4年5月末で現在の任期が終了となる。6月以降について、もし会長が交代となる場合には、次期会長となる方に改めてお願いすることになるので、その旨もご報告させていただく。

(中村会長)

ありがとうございました。ちょうど、改選時期となると兼務されている方も含めて微妙な時期もあるので、変更もありうることも前提として推薦させていただいた。自分で自分を推薦する形となり大変、恐縮ですがよろしくお願いいたします。

(2) 相談支援機関会議報告(資料2)

(斎藤係長)

今回は、3月に行われた第91回の報告のみとなる。3月はコロナ禍の影響もあり若干、件数は減っているが19件の報告があった。

主な話題として、農園経営を主体とした、障害者と企業をマッチングする事業を行う企業が出てきているという情報を提供させていただいた。企業が遊休地を活用して農園をつくり、そこに就労移行支援事業所から希望者を募り、障害者雇用を希望する企業とマッチングを行う新しい形態の事業を行う企業が出てきたということになる。中野区でも、このようなシステムを利用して数名の方が農園で働きながら、企業に所属し勤めている方がいる。

全体の経過については、資料2-2にまとめている。1年間の総件数としては303件とコロナの関係で少し減っていると思う。来年度も毎月1回の開催を予定している。

(中村会長)

農福連携事業の紹介があったが、情報源はどちらからになるか。

(斎藤係長)

利用者の方からこの件について問い合わせがあり、株式会社エスプールに勤めたいといった具体的な事例から得た情報になる。

(中村会長)

以前、この会で触れたことがあるが、この事業は10年ほど前から始まっている。少し注視しておきたいので、私から意見をさせていただく。

実は、埼玉県岩槻市の農園を3年前に見学に行った。はじめにこの話を聞いたときは、企業は雇用率が確保できる。働いている障害のある人たちは、雇用関係にあるので最低賃金が保証され、親御さんたちも大変喜ばれている。いわゆる総合支援法、法の根拠が雇用になりますので、全く税金、公費が使われないということで、行政とも契約を結びながら進められていて、今、爆発的に伸びているビジネスの体系である。

昨日、超党派によるインクルーシブ雇用議連があり、議員会館で勉強会が開催され、市民団体として私も参加している。そこで、NHKの解説委員と毎日新聞の記者から、「障害者ビジネスの現状について」という報告があった。

結局、とてもよさそうな話に聞こえるが、雇用した企業は労働の場所を提供していない。間に入っている株式会社エスプールプラスがたくさんのビニールハウスを建てた農園を用意し、一つのビニールハウスに3人1組ぐらいをセットにして、農場長を配置し野菜を育てる。企業は、そこで働いている人たちを農場長も含めて企業が雇用するが、雇用した企業の働く場所は別の会社が運営しているという仕組みになっている。

要は、これは障害者の雇用率を売買する代替ビジネスではないかということで、かなり、障害者団体、私も含めて、問題のある雇用形態ではないかと受け止めている。

さいたま市はエスプール社と契約しながら進めているが、障害のある人たちにとって雇用された企業に対する貢献というのではない。別の農園で野菜を育てていけばきちんと賃金が支払われる仕組みそのものが、障害のある人たちのいわゆる「労働の価値」というものをあまりにも無視した、とても問題のあるビジネス体系ではないかと私は考えている。これは、もろ手を挙げて良い体系のビジネスだとは言えないのではないかと考えている。

当然、厚生労働省の担当課長もこの勉強会には参加しており、法的には今のところ問題はないという考え方だったが、やはり、本当は実雇用でその職場の中に障害のある人たちが何人かいることにより、障害者に対する理解が深められ、障害のある人たちの就労能力を雇用が評価するという仕組みがあってこそその障害者雇用制度だと思う。その観点からすると、少し問題があると考えている。

東京コロニーでも何人か就職につながった人がいるが、私は、積極的に勧めることはできない事業ではないかと考えている。

一方で、障害のある人達にきちんと最低賃金が支払われ、雇用につながっているという現実もあるので、一方的に否定はできないと思うが、非常に問題のある働き方だと私は理解している。

このようなビジネス展開しているコンサルタント企業が数社あり、そこには1千社近い企業が参加し、雇用されている人も1万人ほどいるといわれているので、簡単に廃止ということにはならないと思うが、今後、注視していく必要があると思う。

(3) 相談支援部会報告(資料3)

(村上委員)

相談支援部会は2月16日に開催した第19回から本日開催した第22回まで4回開催した。詳しくは資料をご確認いただきたい。

資料3-3が令和3年度の活動報告書になる。昨年度は事例検討会を3回行っており、7月に開催した第1回事例検討会は、中野区内の全相談支援事業所に参加の案内をした。

第2回は9月16日に開催し、こちらは介護保険のケアマネ部会との合同部会として開催した。障害福祉関係者が26名、ケアマネージャーは105名が参加した。内容は、介護と障害の両制度を知るといって行った。お互いにとって双方の相談支援の在り方の違いや、制度の違いなどについて話し合った会となった。お互いのことを知ることがとても重要であるということと、もう一つが、今後も合同で学べる機会をつくって連携していきたいということだった。

第3回は11月17日に開催した。事例1が「就職したが将来のビジョンが持てない方」、事例2が「薬物、アディクション、触法のある方」、事例3が「計画相談の引継ぎがない、曖昧になっていたケース」。これらすべてで、障害福祉サービスにつながっていない方の相談先はどこになるのかということにつながった。相談支援部会のなかでは、そういった方々の相談は一義的には「すこやか相談支援事業所」が受け持つべきだといった話し合いが行われた。同時に、「すこやか相談支援事業所」はとても忙しい状

況が続いているということで、なかなか、受けたくても受けられない状況も併せて報告された。

資料3-2は児童ワーキンググループ報告書になる。内容として現状と課題、そして解決方法がまとめられており、課題は4つに分かれている。

【現状】

- ①児童発達支援事業所、放課後等デイサービス共にほぼ空きがない。
利用期間は4年ぐらいで循環しているということだが、多くの日数を利用したい方や、就学が近くなると重複して施設を利用するケースが増え、空きがない状況になるということだった。
- ②中高生の預かり機能や居場所の不足
中高生向けのサービスがないので、放課後等デイサービスに籍を置いて引き続き利用しているケースも見られる。
- ③保護者の子育て不安
不安があるから放課後等デイサービスや児童発達支援等につながり続けたいという親の希望があるということが挙げられた。
- ④教育と福祉の連携不足

【解決策】

- ①支給量のアセスメントと各事業所の空き状況の明示
中野区では一律23日支給となっているが、これは23日使えるというわけではない。そこには支給量のアセスメントをしっかりと行い、見直しが必要ではないかと考えている。また、空き状況についても区が情報を集約し、逐次情報が更新されればよいが、1月、2月の時期だけでも示してほしい。
- ②中高生の居場所の形成
もっと気軽に中高生が立ち寄れる場所、スペースの形成ができないかということで、中野区の「地域包括ケア総合アクションプラン」の会議のなかで意見をしてほしい。
- ③区内の相談先の周知、基本相談の可能性に向けて
相談先が少ないので親御さんたちが放課後等デイサービスを使えるだけ使おうとしている部分もあると思う。放課後等デイサービスを卒業した後も、区内には相談先があるということをしっかりと周知することが必要だと考える。
- ④教育と福祉の連携の強化
教育と福祉で様々な意見交換ができれば、状況が変わってくると思う。ここでは2つ提案されており、一つ目はこのワーキンググループの報告書を、ぜひ、有効活用し、障害福祉だけではなく教育の部分にも配布していただきたい。
二つ目としては相談支援部会として今後、学校、具体的には子ども特別支援係や教育委員会、地域包括支援係などと個別に話し合う機会を設けていただきたい。事務局をお願いして今期（第8期）そのような機会を設けて、意見交換の場を作って行ければと思っている。
ひとつ確認させていただきたいのが、このワーキンググループは初めて行ったが、基本的には相談支援部会のなかでワーキンググループを作り、部会に報告書をあげていただいた。本日開催された部会のなかで、この報告書は承認されて相談支援部会の意見として全体会にあげている。
今後の取組みとして、この報告書をもって各係をまわりたいと思っているが、その際に、この報告書は自立支援協議会の報告書として差し支えないか。
最後に、全体として中野区内の相談支援事業所が集まる機会を作りたいと考えている。事業所間の連携を密にして支援しあっていけるような形を今期作っていければよいと考えている。

(中村会長)

全体会のなかで自立支援協議会が共有し、共通の意見として問題提起、活動につなげていっても良いかということだと思う。私は、このように問題解決のために積極的に部会のなかでワーキンググループや専門委員会を作り、地域の障害福祉の分野、あるいはそれに関連する分野が発展していける内容になっているのであれば、積極的に活動してもらおうということについて、全体会として応援したいと思うが、いかがか。

(中野区 河村課長)

区としても課題として認識している。これらの意見について報告書として、今後、活かしていただくことはやぶさかではないと考えている。

(中村会長)

せっかく、課題を持ちながら検討し、提案まで含めた内容になっているので、活用していけるように応援していきたいと思う。

(4) 地域生活支援部会報告(資料4)

(関口委員)

資料4-2が令和3年度活動報告になる。

部会の検討テーマは

- ①障害のある方の住まいの確保、地域移行、地域定着支援
- ②地域生活を支えるための事業・施設・福祉サービス・仕組み等の情報収集、情報交換と活用
- ③相互理解を進めるための機会づくり

の3点となる。

令和2年度はコロナの影響で数回しか開催できなかったが、令和3年度は10回の開催予定を組んで10回行うことができた。そのうち、2回セミナーを開催した。11月は居住支援セミナーと1月は合同セミナーとなっている。

検討テーマ①のアウトプットとして、居住支援セミナーでは毎回、不動産会社の方から話を聞くというのを行っていたが、今回は、福祉と住宅の両方の話を聞くことができたので非常に良かったと思う。

検討テーマ②では、以前は施設見学を行っていたが、コロナの影響で行うことができなかったが、各部会員の施設をZOOMを通じて見学させてもらうことができた。

検討テーマ③の相互理解を進めるために、各会の冒頭に部会員の近況報告、新型コロナ対応等の報告を行った。それにより情報共有が非常に良くなったことと、学ぶことあったと思う。一方で実質的な話し合いの時間は減ってしまうが、これは行ってよかったと思う。

地域包括ケアシステムについては今後も、部会のテーマとして引き続き取り組んでいく必要があるということを確認した。

施設の紹介ということでは、地域移行にも関連しているがIPPUKUという施設の紹介も行っている。

(中村会長)

今回の総合支援法の見直しのなかでは地域移行について相当力を入れていくという話がある一方で、最近のニュースでは、マンション内のグループホームが消防法やマンションの規約等で設置ができなくなってしまうケースがあるということで、グループホームをめぐるっては、様々な議論がありそうだ。

(関口委員)

岡山で日本病院・地域精神医学会が行われ、地域移行の実践報告があった。5年間で行政と一緒に取り組んで100人以上退院させたという内容で、法律の地域移行に則って行ったのが80人ほどで残りはそれ以外の方法で退院させたということだ。

また、武蔵野市では地域移行部会というのができたということも併せて報告する。

(5) 就労支援部会報告(資料5)

(鈴木委員)

就労支援部会では令和4年3月、4月、5月と部会を開催した。そのなかで、令和3年度の振り返りとまとめと、令和4年度の取組について話し合いを行った。

3月は伝統工芸との連携について紹介した。区内の伝統工芸事業者が後継者問題等により衰退しているなか、福祉で一部を仕事としての切り出しや連携ができないか、ということについて今後、協力していけるよう話し合いをした。

また、就労移行の利用者さんに体調面や生活面で不安定な状態になる人が多く、2年間の利用期間中に就労が決まらない方が多くなっているように見受けられるという情報があった。

4月は、地域啓発活動とコロナ禍における福祉的就労、障害者雇用の現状、福祉サービス終了後に引きこもり状態になっている方などについて話があった。令和3年度は地域啓発活動について力を入れて取り組んできたが、障害福祉サービスにつながっていない方たちに対して、掲示以外の情報を届ける方法について検討し、事業者一覧や社会資源マップなどが必要だと意見があった。

特別支援学校では、生徒の希望があっても定員に空きがないことや施設側の受け入れ態勢の問題で、希望のサービスを利用することができないケースがあり、どこにも通所することができない方がいるという報告があった。

話題提供として、杉並区では各事業所の自主生産品を紹介したパンフレットを発行し配布されており、ぜひ、中野区でも発行してほしいという話があった。

資料5-2が令和3年度活動報告になる。

部会の検討テーマとして

- ①障害者雇用や福祉的就労(障害福祉サービス事業所の活動)について広く区民に知っていただく。
- ②地域の社会資源(相談先、通所先等)について、サービスを求めている人たちに届くよう広く区民に知っていただく。

簡単な事業者一覧を作成配布している。障害者雇用の実績や合理的配慮など進んでいるが、大企業が中心で、企業間の格差があると思う。雇用率は伸びているが、定着率は伸びておらず精神保健福祉手帳を持っている方は6カ月を過ぎると定着率が落ちてきていると言われている。そういったなかで、働く障害者だけの問題ではなく雇用側の雇用管理にもスポットをあてる必要がある。

- ③新型コロナ禍における就労継続支援B型等事業所等における影響について

コロナ禍の就労環境への影響ということで、B型事業所を中心に利用者の受け入れや職員の配置体制の影響により時短勤務が行われた結果、工賃が下がってしまったということがあった。事例として、下がった分の工賃を賞与として支払った事業者があったが、利用者さんの収支のバランスが崩れてしまい、結果として金銭管理がうまくできずに生活が乱れてしまうなど、単に工賃が下がるだけではないことが報告された。

- ④新型コロナ禍における障害者雇用の状況について

就労実績については毎年伸びているが、企業側の求めるスキルやレベルが上がってきており、並行して賃金も伸びているが難しい状況になってきているというこ

と。一方で、体調や生活の安定が難しい方もおり、就労移行の2年間でサービスの利用として適正なのかどうかといったことについて話し合いを行った。

令和4年度については引き続き、理解啓発活動を継続することになった。JR 中野駅高架下で8月と来年2月に展示活動を行う予定。その他では、区役所の1階で障害者就労、障害者雇用相談会を11月14日、15日に開催することと、また、11月13日に明治大学の学園祭（ダイバーシティをテーマとしたイベント）にも参加する予定。学園祭には他の部会も一緒に行うことができると考えている。

(中村会長)

障害者権利条約の日本の審査が今年の8月にスイスのジュネーブで開催されるようだ。権利委員会ら第27条の一般的意見というのが出されている。これは、各国の一般的意見に対する意見が示されているが、基本的に、「シェルタードワークショップ（保護的な就労の場）」については、どちらかというとな否定的な意見が権利委員会からの意見になっている。しきりに、労働市場を拡大して行ってそこで障害のある人達も働けるようにしていこうということは、私も否定的ではないが、本当に働ける人たちだけが雇用結びついて、福祉的な就労の場というのが、あくまでも、訓練だといつまでたっても工賃、賃金が上がらないなかで引き上げを言われ、どんどん、障害が重度化し高齢化が進む中で事業者も非常に厳しい状況になっているし、障害のある人たちもいつまでたっても労働者として認知されてないという、非常に大きな課題になっていると受け止めている。就労支援部会としてはかなり大きなテーマで、なかなか、解決できていないテーマではあるが、重い障害のある人達の労働、雇用ということについても我々はしっかりと視点をあて、新しい課題を見つけ解決していく方法を提案していく必要があると思うので、一緒に取り組んでいければよいなと思っている。

第8期の活動のなかで明治大学の学園祭に就労支援部会以外の部会も参加してはどうかと話があった。それぞれの部会でも検討してもらい、自立支援協議会全体でも参加できる方法があれば、提案していただきたい。

(6) 障害者差別解消部会報告（資料6）

(高橋委員)

令和4年3月に第4回目の部会をオンラインで実施した。こちらは、令和3年度の活動内容の報告ということで開催した。

まず、4部会合同セミナーについて報告があった。会場で40名、オンラインで18名の方が参加し、ほのぼのとした雰囲気の中、堅苦しくなく会が実施されたことは良かったという報告があった。

次に、小中学校の出前講座に関して、前年度は、残念ながら1校のみだったが視覚障害と聴覚障害について紹介することができたのは非常に良かったと思う。小学校4年生の皆さんが対象だったが、興味深く聞いてもらい成果があったと思う。成果物として、子供たちからのアンケートがまとめられ、機会があれば全体会でも報告したいと思う。

3月に中野区福祉団体連合会で予定をしていたセミナーに差別解消部会として協力しようということで了承されたが、残念ながら、新型コロナ感状況により中止となりった。区報にも掲載し、一般の方からも10件近い問い合わせがあり、皆さん興味を示しているということが分かった。内容として、各障害の特性を皆さんに紹介しつつ、どうということが日常の住みにくさや、不自由さを感じているかということを紹介しながら、それらが、差別的なことにつながるかどうかということ、弁護士に加わってもらい、ディスカッションすることを予定していた。今後、また機会があれば、積極的にタッグを組んで行っていきたいという意見があった。

4回、部会を開催したが、時間が少なかったことやオンラインでの開催もあり当事者の声を聴くことができず、そのことについて話し合うことができなかつたので、これは来年への課題として持ち越すのと、出前講座も、公聴会のような場をうまく利用して周知すること、対応する側として当事者もその内容をうまく吟味しつつどのようなことをどのように提供していくかということ、今後話し合っていく必要があるということについて意見交換した。

差別解消審議会というのがあり、私も委員になってからまだ、対面で会議が行われていないが、差別解消については民間事業者も義務化に向けて、法律等が整備されているようなので、差別解消部会のメンバーとして事業者、たとえば、交通事業などの方々に委員に加わってほしいという気持ちがある。委員として加わる前にゲストとして参加してもらするなど、緩やかな関係を持っていくのもあって良いのではないかという意見もあった。

(中村会長)

部会のメンバーで対外的に区民向けに情報提供などの啓蒙活動をしていくのはとても重要な取組だと思う。

施設系事業者連絡会報告

(村上委員)

施設系事業者連絡会は前回の全体会から本日までの間、会議は開催していない。令和4年度も6回開催を予定している。課題として、前年度から引き続き、感染症対策や新型コロナウイルスワクチン接種の情報共有、報酬改定に合わせて義務付けになったBCPや虐待防止にかかわる研修などを踏まえて、アンガーマネジメントに関する研修について進めている。

居宅系事業者連絡会報告

(秋元委員)

第7期は2年間開催できていない。理由として、オンラインではなく会場に集まり開催することを前提としていたことが、大きな理由だと思う。また、社会福祉協議会としても新たな事業に取り組んでおり、物理的に開催しにくい状況になってしまったということがあった。

今後、居宅系について、継続するにあたりどのように進めていくかをきちんと考えたうえで、内容について事務局と検討したいと考えている。

(7) 第8期自立支援協議会の運営について(資料7)

(中村会長)

第8期の全体会の開催頻度について、委員の皆様アンケートをお願いした。結果として、2カ月ごとに開催が5人、4カ月ごとに開催が7人となった。それぞれの意見の内容はそれぞれがもっともな意見だと思う。なかなか、多数決で決めてよいのかということも含めて難しいと考えている。

まず、自立支援協議会の設立意義と言うか、この全体会で行っていること、それぞれの専門部会で検討しているという、自立支援協議会の運営そのものの意義について共有したほうが良いのではないかと考えている。そのなかで、全体会や各部会の役割というものを自主的に組み立てているということになると思うが、その辺などについてざっくりと意見交換をして第8期を迎えたいと思う。

資料は用意していないが、第1回の時に中野区障害者自立支援協議会設置要綱と、協議会の組織について示されているので、記憶にあるかと思う。そもそも、障害者自立支

援協議会がどのような性格のものかということについて、共通認識を持ったほうが良いと思っている。

障害者総合支援法で定められている努力義務の協議会で、関係者が自主的に集まり地域の障害分野の問題解決、行政等の計画に対して意見を反映できるような意見をまとめていくという役割を持っていると思う。

委員や参加する団体については行政の事務局が中心となり集まっているが、やはり、自主的ということが基本だろうと思う。ついては、全体会の役割についても、情報を共有するだけではなくて具体的に問題解決できるような全体会にしていくべきだといった意見もある。ただ、これは様々な分野で行っているので限界があると思う。かといって、それぞれの専門部会も課題を持ちながら、実務に取り組んでおり、各部長や委員の皆さんに負荷を強いているという思いもある。そういったことについても、少し意見交換をさせていただきたいと思う。

(関口委員)

開催頻度は2カ月に1回ぐらいが良い。具体的には中野区の総合支援法にかかわることをどのようにしていくかということをご提案できる場なので、きちんと活かしていけるとよいと思う。

(松田委員)

私も開催頻度は2カ月に1回程度が良いと思う。全体会が報告だけの場になってしまっているということもあるかもしれないが、期待するところとしては、私たちは報告書にまとめている以上に話し合いを行っていて多くの意見が出されている。ぜひ、そういったことを参加していない関係機関や区民にもっと知ってほしいという気持ちがあるので、そういったところにも力を入れてほしい。

(中村会長)

やはり、自立支援協議会そのものは組織体としては非常に重要であるという共通の認識があると思う。専門部会の役割についても、少し整理していく必要があると思うが、たとえば具体的に専門部会の在り方や開催回数については、今日は、意見交換はするが、第8期の委員の皆さんが決めていくことが望ましいと考えている。ついては、事務局と調整することになると思うが、次回7月20日に開催を予定しているので、そこで具体的に2022年度の回数や部会の在り方について意見交換できればと考えている。

私がひとつ気になっているのが、関口委員から情報提供いただいた武蔵野市は地域移行支援の部会を設けているということだったが、今の地域支援部会のなかで一緒に課題として持っていくのであれば新たな部会の設置は必要ないと思うが、非常に役割が広くなりすぎるといえることがあるのかなのかといったことや、先ほど、松田部会長から相談支援部会の活動が、非常に幅が広くて内容が濃いものになっているので、逆に負荷が大きくなっていて少し役割を分散させる必要はないのかといったことが気になっている。その辺については第8期のなかで検討してほしいと思うが、少しアドバイスなど意見を聞きたいと思う。

(関口委員)

武蔵野市は東京都の自立支援協議会の会長が武蔵野市の会長なので、その方の考え方をうけてガラッと模様替えをした。それで去年から地域移行部会ができたが、逆に相談支援部会がなくなり、評価としては分かれている。

地域移行に絞ったことにより、進むのではないかと期待はあるが、実際問題コロナの影響でほとんどの病院が立ち入り禁止のような状況になっており、具体的な活動が

なかなかできない状態になっている。地域移行自体、実際に行う事業所がないことにはできないので、その辺りがきちんと関わらないとできないということがあるので、今の段階で中野区では地域生活支援部会に地域移行に特化する部会などを新たに設けることは厳しいと思う。

(中村会長)

そこも含めて、地域生活支援部会のなかで取り組んでいくという整理でよろしいか。あと、相談支援部会については松田部会長どうですか。

(松田委員)

かなり、意見がバラバラになってしまうことがある。例えば、今回児童に関するワーキンググループを作ったというのは、なかなか議論が深まらなかったということがあったため作っている。同じように困っている事業所が集まって意見交換すればそこでは盛り上がるが、議論が深まらないという状況だった。究極的には児童に関する部会を作りたいとか様々な要望が出てくるが、すべての部会を作るわけにもいかないと思うので、そういったところが意見をまとめ全体会にあげていくときに気になるところである。地域生活支援部会と比べたときに、似通っているテーマもいろいろとあって、違った切り口で考えていくことも可能かもしれないが、とりあえず少し整理する時間が必要だと思う。

(中村会長)

自治体や地域によってさまざまな専門部会があるので、必ずしも他の自治体で取り組んでいる内容を参考にすることでもないと思う。中野区は中野区独自に必要な部会として検討していくと。よって、今のところは検討する時間も必要で、他で取り組んでいるところも、いろいろと課題があるということなので、当面は今の専門部会、組織の在り方で第8期については案として出し、第8期の新しいメンバーのなかで、議論をしていくということでもよろしいか。

全体会の回数についても、7月の全体会のなかで具体的に決めていくというかたちで進めていきたいと思う。

(鈴木(久)委員)

自立支援協議会について現在のような課題の提案の仕方でも構わないと思うが、やはり提案した解決策を中野区などが吸い上げて、障害者の方が解決できた、自立支援協議会があってよかったという実感が持てるような取り組みができればよいと思う。それには自立支援協議会が、中野区の障害者に向けてもっと発信する方法や受けた課題について具体的にこのように対応したということが見える形での取り組みというのがあるのもよいのかなと思う。

そのためには、開催回数や協議会の本会だけではなく幹部会や事務局での討議などがもう少し見えてくればよいと思う。回数については今ぐらいでも良いと思うが、少なくなると部会の報告が多くなり、結局何が課題なのかがよくわからず、解決方法も見えてこない状態になると思う。

(中村会長)

情報共有して課題が発見されたときには、できるだけそれを解決していくという協議会にしていくことが望ましいというのは、意見のとおりだと思う。

私は、毎回それぞれの部会からの報告のなかで、事務局に対して必要なものに対しては「検討できないか」という問題提起を皆さんの力を借りてお願いしているし、解決で

(様式1)

きる、取り組んでいくべきものについては行政でもしっかり検討してもらっていると思う。改善できること、してきたこともたくさんあると思う。部会のなかで検討したことは確実に中野区の障害福祉にきちんと反映していると思う。皆さんの努力が報われている、全部が解決していることにはならないと思うが、貴重な情報共有の場であり、情報提供の場であり、それを吸収して区内の障害福祉の改善につながっている協議会だと私自身は思うので、貴重な意見を引き続きお願いしたいと思う。ありがとうございました。

今、いただいたたくさんの意見を踏まえて、第8期、7月20日の第1回目のなかで少し踏み込んで、2022年度の活動について決めていければと思う。

第7期、2年間おつかれさまでした。コロナ禍で活動が制限されるなか、このようにZOOMを通じて意見交換ができたり、それぞれの取組が共有できたりと非常に貴重な時間だったと思います。本当にありがとうございました。以上をもって、第7期2021年度の中野区障害者自立支援協議会を閉会します。

(15:18終了)

備 考

次回日程：令和4年7月20日(水) 13:30～
場所：中野区役所7階 第8会議室